

職業訓練指導員講習（受講資格・申請書類一覧表）

北海道職業能力開発協会

根 拠 法 令	受 講 資 格		受講申請に必要な書類										備 考
	資 格 要 件		実務経験年数	申請書	実務経歴	履歴書	学歴証明	訓練歴	資格取得	資格証明	資格証明	履修証明	
規則	規則第39条第1号	①1級又は単一等級の技能検定合格者(電子回路接続及びバルコニー施工を除く)	—	○		○			○				
	規則附則第9条第1号	②学校教育法による大学卒業者（免許職種に関する学科を修了した者）	2 年	○	○	○	○※1					△※4	
規則	規則附則第9条第2号	③学校教育法による短期大学又は高等専門学校(高専)卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	4 年	○	○	○	○※1					△※4	
附則	規則附則第9条第2号の2	④応用課程の高度職業訓練修了者(技能照査合格者)	1 年	○	○	○		○	○				
	規則附則第9条第2号の3	⑤専門課程の高度職業訓練修了者(技能照査合格者)	3 年	○	○	○		○	○				
労働省告示	告示第38号1	⑥専門課程の高度職業訓練修了者	4 年	○	○	○		○					
	告示第38号1の2	⑦普通課程の普通職業訓練修了者(技能照査合格者)	6 年	○	○	○		○	○				
	告示第38号1の3	⑧普通課程の普通職業訓練修了者	7 年	○	○	○		○					
	告示第38号2	⑨短期課程の普通職業訓練修了者(700時間以上)	10 年	○	○	○		○					
	告示第38号3	⑩専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10 年	○	○	○		○					
	告示第38号4	⑪外国の学校(学校教育法による大学と同等以上と認められるもの)卒業者	2 年	○	○	○	○※1					△※4	
	告示第38号5	⑫旧法の認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法による技能者養成の修了者	7 年	○	○	○		○					
	告示第38号6	⑬学校教育法による高等学校卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	7 年	○	○	○	○※1					△※4	
	告示第38号7	⑭旧法の職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)修了者	8 年	○	○	○		○					
	告示第38号8	⑮旧法の職業訓練(1年及び1,800時間)又は改正前の職業安定法の職業補導(1年及び1,824時間)修了者	10 年	○	○	○		○					
	告示第38号9	⑯旧法の施工前の失業保険法による職業訓練(1年及び1,824時間)修了者	10 年	○	○	○		○					
	告示第38号10	⑰旧法の家事サービス職業訓練担当者	—	○	○	○							
	告示第38号11	⑱旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練修了者(技能照査合格者)	3 年	○	○	○		○	○				
	告示第38号11の2	⑲旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4 年	○	○	○		○					
	告示第38号11の3	⑳旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練修了者(技能照査合格者)	6 年	○	○	○		○	○				
	告示第38号12	㉑旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練修了者	7 年	○	○	○		○					
	告示第38号13	㉒旧訓練法規則による専修訓練課程の養成訓練修了者	10 年	○	○	○		○					
	告示第38号14	㉓前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者	15 年	○	○	○				○※2	○※3		

※1 学歴等の証明関係～大学、高等専門学校、高校の卒業証明書及び履修（成績）証明書

※2 ㉓の受講資格関係～職業訓練指導員の確保が困難な場合に限り認めるもので、認定職業訓練施設等で講師として訓練を実施する予定があるもの

※3 ㉓の受講資格関係～職業訓練指導員の確保が困難な場合に限り認めるもので、国や道立訓練施設等で講師として訓練を実施する予定があるもの[委託の訓練]

※4 特別履修証明関係～職業能力開発促進法施行規則別表第11の学科試験の科目の8割以上の履修が必要（履修証明書等で履修確認ができない場合に提出が必要）

※5 実務経験年数は、対象となる学校や認定職業訓練校を卒業（修了）してからの年数（職業訓練指導員講習の申込みの最終日まで算入が可能）

●技能検定職種があり、職業訓練指導員免許職種がないもの（13職種）

溶射、金属ばね製造、ロープ加工、プリント配線板製造、産業車両製造、空気圧装置組立、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施行、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示

●職業訓練指導員免許職種があり、職業訓練指導員講習の受講資格がない職種（2職種）

電子回路接続、バルコニー施工

[根拠法令] 職業能力開発促進法第28条関係 職業能力開発促進法施行規則第39条1号、別表 職業能力開発促進法施行規則附則第9条 労働省告示第38号